

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月28日高砂市条例第51号

改正

平成29年3月31日高砂市条例第2号

平成29年3月31日高砂市条例第8号

平成29年9月29日高砂市条例第22号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の当該事務の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ

る。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めたときは、同表の第3欄に掲げる情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日高砂市条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日高砂市条例第8号抄)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日高砂市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高砂市重度心身障害者(児)介護手当支給条例(昭和57年高砂市条例第

	28号) による介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	高砂市医療費助成条例 (平成21年高砂市条例第9号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	高砂市奨学金支給条例 (昭和49年高砂市条例第2号) による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法 (昭和22年法律第26号) による就学に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法 (昭和23年法律第68号) による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	地方税法 (昭和25年法律第226号) その他の地方税 (同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。) に関する法律及びこれらの法律	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、障害福祉サービス関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例	障害者関係情報、生活保護関係情報、

	による年金の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は地方税 関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	高砂市重度心身障害者（児）介護手当 支給条例による介護手当の支給に関 する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は 障害者自立支援給付等関係情報であ って規則で定めるもの
11 市長	高砂市医療費助成条例による医療費 の助成に関する事務であって規則で 定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、 外国人生活保護関係情報、地方税関係 情報、国民健康保険給付関係情報、児 童扶養手当関係情報、児童手当関係情 報又は介護保険給付等関係情報であ って規則で定めるもの
12 市長	生活に困窮する外国人に対する生活 保護法の規定に準じて行う保護の決 定及び実施、就労自立給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は徴収金 の徴収に関する事務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 公営住宅関係情報、国民健康保険給付 関係情報、児童扶養手当関係情報、母 子及び父子並びに寡婦関係情報、特別 児童扶養手当関係情報、福祉手当関係 情報、養育医療関係情報、児童手当関 係情報、後期高齢者医療給付関係情 報、介護保険給付等関係情報、特別障 害給付金関係情報又は障害者自立支 援給付等関係情報であって規則で定 めるもの

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 地方税関係情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- 2 生活保護関係情報 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 3 外国人生活保護関係情報 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 4 介護保険給付等関係情報 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地

域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報

- 5 公営住宅関係情報 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する情報
- 6 障害者自立支援給付等関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報
- 7 障害者関係情報 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報
- 8 国民健康保険給付関係情報 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- 9 障害福祉サービス関係情報 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービスの提供に関する情報
- 10 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報
- 11 児童手当関係情報 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報
- 12 母子及び父子並びに寡婦関係情報 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
- 13 特別児童扶養手当関係情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- 14 福祉手当関係情報 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- 15 養育医療関係情報 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- 16 後期高齢者医療給付関係情報 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- 17 特別障害給付金関係情報 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	高砂市奨学金支給条例による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校教育法による就学に要する費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 生活保護関係情報 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 2 外国人生活保護関係情報 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
- 3 地方税関係情報 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- 4 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報